

仕様書

1 件名

組立式物置（防災備蓄倉庫）

2 規格等

(1) 本体規格

区分	サイズ（柱外寸法）・棚板	床面積	参考品
Aタイプ	幅 4,420～4,430mm 程度 奥行 2,210～2,215mm 程度 高さ 2,300～2,400mm 程度 倉庫長辺一列2段	10 m ² 程度 ※10 m ² 未満とする。	イナバ物置 フォルタプラス FP-4422HT 別売棚 A セット（2 段）
Bタイプ	幅 2,160～2,280mm 程度 奥行 810～ 975mm 程度 高さ 1,900～2,125mm 程度 倉庫長辺一列2段	2 m ² 程度	イナバ物置 ナイソーシスター KMW-219E 付属棚板（2 段）

(2) 本体構造

区分	材質
屋根パネル	防災備蓄品を保管するに当たり、十分な強度を持つものであること。 内装材については、不燃又は燃焼した場合にも有毒ガスが発生しない 素材であること。
天井（内部）	
側面パネル	
床パネル	
棚板	
出入口扉	引き戸タイプとし、施錠可能であること。

(3) 断熱性能

有り

(4) 鍵

鍵（ネームプレート付き）	5 本 （1 倉庫当たり）	施設名称等（例：「〇〇小学校 備蓄倉庫」）を 記載したネームプレートを取り付けること。
--------------	------------------	--

(5) 名入れ

倉庫正面に、「広島市防災備蓄倉庫」と紺色のカッティングシート（15 cm×15 cm文字、可能な限り耐久性のある材質を使用すること。）により表示すること。

(6) 基礎・転倒防止

ア Aタイプの倉庫を設置する場合は、受注者において、設置予定箇所にある既存の倉庫をあらかじめ撤去し、適正に対応するものとし、撤去作業後は速やかに設置作業に移行すること。

イ 土中（アスファルト・コンクリートタイル等を含む）に基礎・アンカーをメーカーの推奨する内容で設置すること。その他についてもメーカーの推奨する内容で行うものとし、詳細な設置方法は、契約締結後に発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 倉庫底部は地盤面から10 cm以上の高さとなるように設置すること。

エ 設置場所へ本体を設置する際、必要に応じて事前に整地及び支障物の撤去を行うこと。

オ 本体が水平となるよう調整し、設置すること。

カ コンクリート基礎ブロック埋設部以外の掘削部は、現行の地表面処理状況に基づき復旧すること。

キ 掘削の際地下埋設物等へ配慮すること。

ク 設置の際に生じたコンクリート片等は、納入業者が持ち帰り、適正に対応すること。

ケ 本体の設置場所は、別紙を基本とするが、急遽変更となった場合もこれに応ずること。

3 納入（設置）場所

広島市立袋町小学校外 18 箇所（詳細は別紙のとおり。）

4 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）

各納入場所への納入（設置）日は、発注者（危機管理室災害予防課（電話082-504-2664））と協議したうえ決定し、作業開始の 1 か月前までに作業工程表を提出すること。なお、納入箇所が市立小学校であり、行事等の理由により作業工程の調整を行う場合があることに留意すること。

※ 2(4)の鍵については、本市災害予防課に納入すること。

5 提出書類

4のほか、下記の書類を各 1 部提出すること。

報告書（設置前、設置中及び設置後の状況写真など）、商品の仕様が分かる書類（図面や部品表など）、取扱説明書、保証書

6 検査

納入に当たっては良好な状態で納品し、本市職員の検査を受けること。検査の結果、不良箇所があった場合は、直ちに修理又は良品と取替えを行うこと。

7 保証期間等

保証期間は、引き渡し後 1 年間とする。ただし、保証期間経過後でも受注者（又は製造者）側に起因する損壊及び通常の使用における不良箇所については、無償で修理するものとする。

8 その他

(1) 整地及び樹木の剪定等並びに既存倉庫の撤去等は、全て受注者の負担によるものとする。

(2) 作業に当たっては、建築基準法等関係法令を遵守すること。特に、既存倉庫の撤去等にあたっては、大気汚染防止法等関係法令を遵守すること。

(3) 作業においては、施設の業務その他に支障のないよう配慮すること。

(4) その他不明な点は発注者と協議のうえ適正を図るものとする。

(5) 本仕様書の内容に関する問合せは、危機管理室災害予防課（電話：082-504-2664）へ行うこと。

納入（設置）場所一覧表

	区	小学校区	施設名	住所	倉庫区分	防火地域／ 準防火地域
1	中区	袋町	袋町小学校	袋町 6-36	B	防火地域
2	中区	竹屋	竹屋小学校	鶴見町 8-49	B	準防火地域
3	中区	中島	中島小学校	加古町 10-8	B	防火地域
4	東区	矢賀	矢賀小学校	矢賀二丁目 10-67	A	—
5	南区	段原	段原小学校	的場町二丁目 4-19	B	準防火地域
6	南区	皆実	皆実小学校	皆実町一丁目 15-32	B	準防火地域
7	南区	翠町	翠町小学校	翠四丁目 10-1	B	準防火地域
8	南区	楠那	楠那小学校	楠那町 5-7	B	準防火地域
9	西区	己斐	己斐小学校	己斐上二丁目 1-1	A	—
10	安佐南区	八木	城山北中学校	八木五丁目 34-1	A	—
11	安佐南区	安北	安北小学校	高取北二丁目 30-1	A	—
12	安佐北区	高南	白木中学校	白木町市川 1428	A	—
13	安佐北区	三田	三田小学校	白木町三田 2649	A	—
14	安佐北区	落合	落合小学校	落合南二丁目 13-1	A	—
15	安佐北区	大林	大林小学校	大林四丁目 14-1	A	—
16	安芸区	船越	船越小学校	船越五丁目 22-11	A	—
17	佐伯区	彩が丘	彩が丘小学校	河内南二丁目 10-1	A	—
18	佐伯区	五日市観音西	五日市観音西小学校	坪井三丁目 877	A	—
19	佐伯区	八幡東	八幡東小学校	八幡東四丁目 27-1	A	—

※倉庫区分 A の倉庫を設置する場合は、設置予定箇所にある既設倉庫（詳細は参考資料のとおり。）を撤去すること。

※倉庫区分 B の倉庫は一施設あたり 2 基設置すること。

参考資料

既設倉庫の概要は下記のとおり。

- ・サイズ

幅 2,300mm 程度

奥行 2,300mm 程度

高さ 2,450mm 程度

- ・写真

